

平成 25 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書
【インクルーシブ教育システム構築モデルスクール】

法人名	国立大学法人福岡教育大学
-----	--------------

概 要

モデルスクールの概要（平成 26 年 3 月 1 日現在）

	モデルスクール名	幼児児童生徒数	教職員数
1	福岡教育大学附属福岡小学校	490 名	34 名
2	福岡教育大学附属福岡中学校	381 名	31 名

【事業概要】

1. モデルスクールの特色（特別支援教育に関する事項）

福岡教育大学には特別支援教育講座及び教育研究所附属特別支援教育センターに計 10 名の教員がおり、特別な教育的ニーズのある児童生徒の教育に関わる研究を行っている。また、教育総合研究所には、研究部門の一つとして特別支援教育に関する研究を推進することを目的とした特別支援教育研究部門があり、本事業の取組を支援・指導できる体制がある。

事業を実施した福岡地区附属学校（小学校及び中学校）は、国立大学附属学校の中では数少ない特別支援学級（知的障害）の設置校である。小学校、中学校共に行事等を中心とした交流は行ってきたものの、通常の授業における交流及び共同学習は十分ではなく、この点の充実が大きな課題の一つである。

その一方で、中学校においては、通常の学級に在籍する 1 年生全員が、福岡市のファインピック（特別支援学級の中学校総合体育大会）の補助として活動する等の取組を行っており、特別な支援が必要な人々への一定程度の理解を示す様子も見られている。

本学附属学校の設置目的の一つに、「先導的・実験的な取組を行う国の拠点校としての役割」を掲げており、インクルーシブ教育システム構築のためのモデルスクールとしての取組は、本学及び附属学校にとって非常に重要であると捉えており、前述したように特別支援学級を設置している 2 校をモデルスクールとして指定した。

2. 取組の概要

福岡地区附属学校では、福岡教育大学、福岡県教育委員会、福岡県教育センター、福岡市発達教育センターを含めたインクルーシブ教育推進協議会を組織し、国、県及び市の特別支援教育の動向に基づく専門的な指導・助言を受ける体制を整備した。また、こ

の協議会の下、原則毎週、福岡地区実施本部会議を開催し、小・中学校間での情報交換や進捗状況の確認を行う体制も整備した。

各附属学校において特別支援教育コーディネーターを指名し、このコーディネーター、特別な教育的ニーズのある子供を配置する通常の学級の学級担任（中学校にあっては合理的配慮を検討する教科担任を含む）、特別支援学級主任、合理的配慮協力員、校長、副校長等で編制する合理的配慮検討委員会を組織し、原則として毎週開催した。さらには、原則毎週開催される研究に関する会議において検討を行うことで、通常学級の教員を含む全ての教員が合理的配慮についての理解を深めることができた。

附属福岡小学校では、合理的配慮の検討・決定にあたって、児童の実態をより明らかにするために、特別支援学級に在籍する児童に田中ビネーⅤの検査を実施した。この結果や明らかになった実態、学習への活かし方について職員で分析をして、保護者に説明をした。

各教科等の授業実践では、生活単元学習、国語科、算数科を中心として対象児童の合理的配慮を明らかにしていった。各教科ともに、2名程度の対象児童を設定し、2～3回の実証授業を行った。実証授業の際には、職員間で児童の実態を分析するための役割分担を行い、合理的配慮の有効性と子供の変容を検証した。

附属福岡中学校では、DN-CAS 認知評価システムを実施することで、認知機能の面から生徒の発達の実態を調査し、有効な支援について検討を行った。本事業に伴い、通常学級の教員も含めた本校全教員で3つの部会（「特別支援学級における合理的配慮」部会、「交流及び共同学習における合理的配慮」部会、「通常学級における基礎的環境整備」部会）を構成し、合理的配慮及び基礎的環境整備の在り方を検討した。さらに、実践で明らかになった生徒の実態や合理的配慮の在り方について、同一生徒を対象とする部会間で情報交換を行った。

3. 成果及び課題

平成25年度に開催したインクルーシブ推進連絡協議会を通して、本校の実態に応じたインクルーシブ教育を具現化するためには、小・中学校が連携して一貫した学びの場を提供する必要があることや、学習指導要領のねらいと児童生徒一人一人の実態やニーズに応じた目標設定が必要であることなどが明らかになった。

また、インクルーシブ教育推進委員会を通して、小・中学校の実践についての意見交換、合理的配慮や基礎的環境整備の在り方についての共通認識、合理的配慮協力員の活用についての協議などを行うことができた。また、特に附属福岡中学校では、全ての教員が関わる場で基礎的環境整備や合理的配慮の検討を行ったことから、一部の教員のみでの取組ではなく、学校全体での取組とすることができた。

さらに、合理的配慮協力員との連携によって、行動分析学の見地から授業づくりや実

態分析を検討するとともに、ICT 機器等の整備を開始し、その使用方法を充実させていった。

一方、課題としては、中学校への入学に当たり、合理的配慮の実績も含めた引き継ぎシートを作成し、小・中学校の連続性のある一貫した支援、合理的配慮の提供の具体化を図っていく必要性があげられる。

また、インクルーシブ教育で目指すことは、単に同じ場で学ぶこととは限らず、児童生徒の自立・社会参加を促すことである。そのために、児童生徒一人一人の実態に応じ、多様で柔軟な授業形態の在り方も検討する必要がある。その中で、交流及び共同学習の実践にあたり、通常学級と特別支援学級の児童生徒の良好な人間関係が前提となるため、日常的な交流の在り方を見直す必要があることが明らかになった。

最後に、本実践を通して、通常学級の教員と特別支援学級の教員とが協同して授業づくりを行ったことで、多くの成果が得られたが、関係した教員に作業上の負担が生じる場合も少なくなかった。今後は、実践を現実的なものにするために、効率化を図るとともに、時間的・人間的な課題も併せて研究を深める必要がある。

平成 25 年度は、特別支援学級内での合理的配慮の提供について主に検討してきたが、次年度に向けて、交流及び共同学習の在り方を含めた合理的配慮の提供の検討及び通常学級の中での支援を必要とする児童生徒への合理的配慮の提供の検討を行うことができるよう、準備を行っているところである。特別な支援が必要な児童生徒の実態調査の在り方の検討のみならず、提供した合理的配慮の妥当性の評価方法に関しても検討を行う予定である。